

平成28年度全国知的障害関係施設長等会議

第1分科会 発達支援が必要な子どもの支援を考える  
～平成30年を目途としたあるべき障害児支援について～

シンポジウム

障害児に対する専門的で多様な支援について

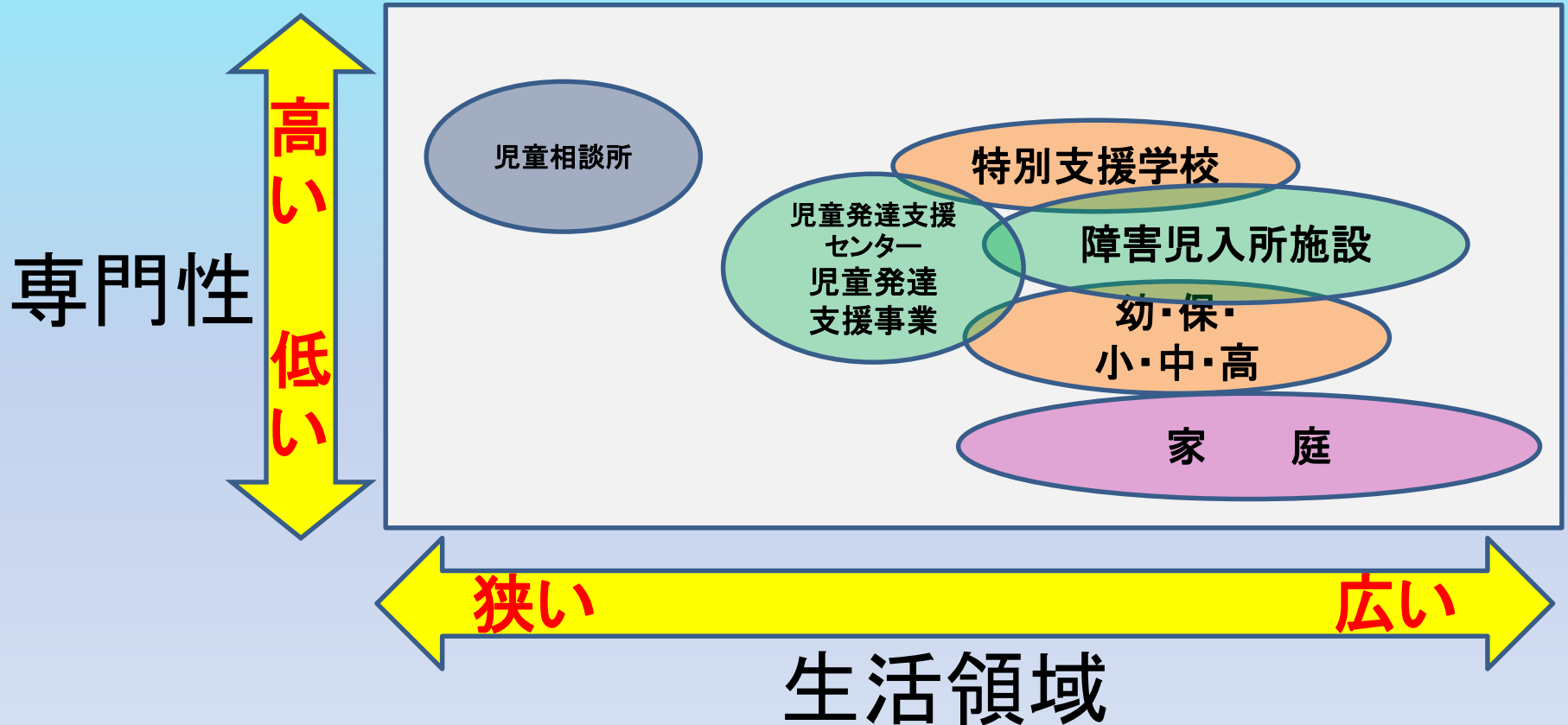
うまくいっているところに注目して、  
みんなで支援すること

平成28年6月24日(金)12:30～15:00 パシフィコ横浜

笹川 宏樹  
奈良県中央こども家庭相談センター

# 1. 支援の枠組みと機関連携

## (1) 縦軸の専門性と横軸の生活領域



## (2) 時間軸における多様性

## (3) 独自の機能と役割をもつ様々な機関をコーディネートする重要性<sub>2</sub>

## 2. 身近な地域での支援から

### (1) 児童相談所の役割の変遷

- ・三歳児、1歳6か月児健診の精神発達精密健康診査
- ・地域の療育教室への支援
- ・療育手帳の判定業務

### (2) 児童相談所の基本的機能

- ①市町村援助機能
- ②相談機能
- ③一時保護機能
- ④措置機能

# ケースA

## 「もう限界や、学校を辞めさせる」

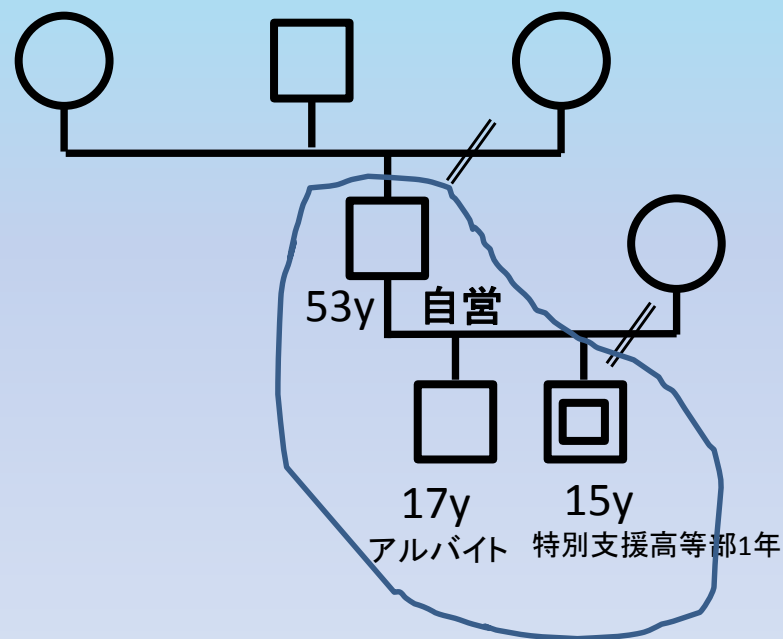
### 【概要】

金銭持ち出し、カード無断使用、下校時の女兒へのつきまとい等のため、実父により「しつけ」と称する身体的虐待。

在宅支援を続けるが、家出を繰り返す。

福祉型障害児入所施設への措置入所。

### 【ジェノグラム】



# 3. 社会的養護の必要な児童

**社会的養護とは、**

保護者のない児童、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

## (1) 社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益のために
- ②社会全体で子どもを育む

## (2) 社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化
- ②発達保障と自立支援
- ③回復をめざした支援
- ④家族との連携・協働
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

# 3. 社会的養護の必要な児童

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(公布日 平成28年6月3日)

## 第一節 国及び地方公共団体の責務

### 第三条の二

①児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。

➡ 実親による養育

②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置。

➡ 養子縁組(含む特別養子縁組)、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、里親

③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

➡ 地域小規模児童養護施設(グループホーム)、小規模グループケア(分園型)

# 3. 社会的養護の必要な児童

## (3) 社会的養護の現状

「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」平成28年4月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課  
(厚生労働省トップページ → 分野別の施策 → 子ども・子育て支援 → 施策情報 → 社会的養護)

### ① 児童養護施設や里親などの社会的養護の対象児童は約4万6千人(H27.3末10.1)

里親委託4731人      ファミリホーム1172人      乳児院2939人      児童養護施設33017人、  
情緒障害短期治療施設1962人      児童自立支援施設3753人      母子生活支援施設5766人  
自立援助ホーム486人

・平成26年度全国知的障害児者施設事業実態調査報告書によれば、173施設(全244)の在籍数は5719人。

### ② 児童養護施設に入所している子どものうち、約6割は虐待を受けている(H25.2.1)

・平成26年度全国知的障害児者施設事業実態調査報告書によれば、22.7%の入所理由が虐待・養育拒否。

### ③ 児童養護施設のうち障害等がある児童は28.5%(H25)であり、15年前の平成10年の10.3%に比べて約3倍

# 3. 社会的養護の必要な児童

## (4) 障害児施設における措置制度に基づく施設利用

次のいずれかであって、児童相談所が措置が適当であると判断

- ①保護者不在で、利用契約締結が困難。
- ②保護者が精神疾患等で制限行為能力者又はこれに準ずる状態の場合。
- ③保護者の虐待等により、入所がひつようであるにもかかわらず、利用契約締結が困難。

- ・親が養育を拒否する場合
- ・親が障害を受け入れず健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題により児童を家庭から引き離さなければ児童の成長に重大な影響を与える場合

平成26年度全国知的障害児者施設事業実態調査報告書によれば、平成24年度全国の措置率は44.0%。

地方(29.0%~89.3%)や都道府県(4.3%~96.3%)による差は著しい。

北海道34.2%, 東北29.0%, 関東47.0%, 東海89.3%, 北陸29.0%, 近畿43.6%, 中国30.1%, 四国31.9%, 九州42.8%



## ケースB

「もう連絡してこないでください。

家庭がもめるじゃないですか」

### 【概要】

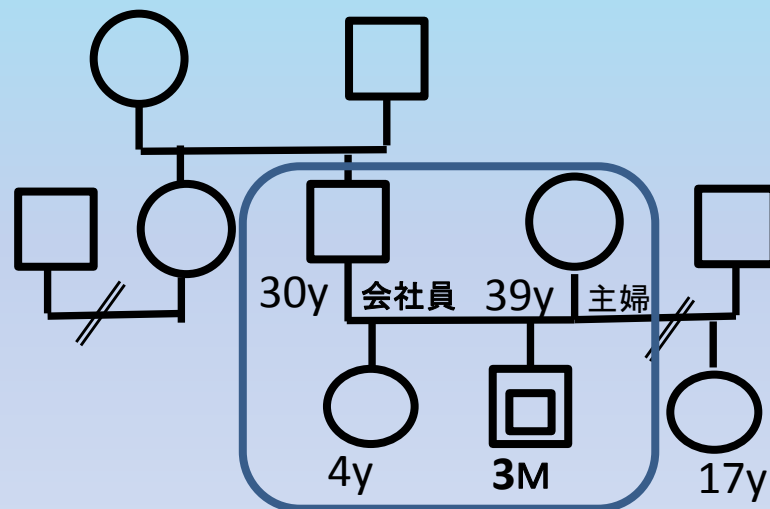
特定妊婦としてフォロー。

染色体異常、心臓疾患や視覚、聴覚障害の疑い等のため、実母は「私の子どもではない」と主張。

実父も逆らえず、病院にも来ず、治療行為や連絡を一切拒否。

里親委託。

### 【ジェノグラム】



## 4. うまくいっているところ(=強み)への 注目と支援

### ○うまくいっているところへの視点

- ①だれが(本人、家族、支援者、……)
- ②どれくらい(常時、時々、まれに、……)
- ③どのていど(完璧に、ほぼ、かろうじて、……)
- ④どうして(本人の努力、仲間の支え、指導、運、……)

### ○ソリューションフォーカストアプローチ

- うまくいっているのなら、変えようとするな。
- もし一度やって、うまくいったのなら、またそれをせよ。
- もしうまくいっていないのであれば、違うことをせよ。

# ケースC

「先生、心配せんでええで。何とかなる」

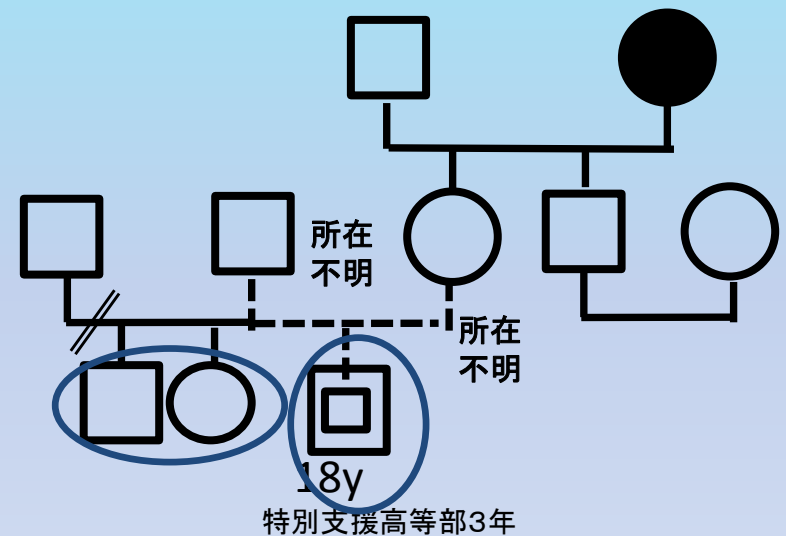
## 【概要】

実父は生後すぐに、実母は小学3年時に行方不明となり、その後は祖母に育てられていたが、死亡。

小学5年時より、福祉型障害児入所施設に措置入所。

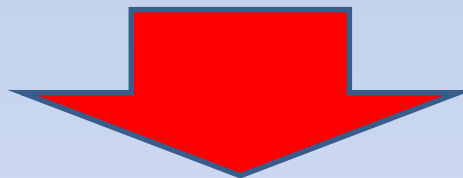
グループホームに入所し、就労中。

## 【ジェノグラム】



## 4. うまくいっているところ(=強み)への 注目と支援

目標の具体的なイメージ、  
つまり「どうなっているのか」を  
みんなが共有すること



うまくいくチームワークや機関連携による支援